

富士宮市立富士宮第三中学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和4年3月1日改訂

本校では、人権尊重の理念に基づき、富士宮第三中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に本方針を策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
- いじめのない安全・安心な学校をつくるために、学校は、保護者・地域と共通理解を図り、協力体制で臨みます。

（２）いじめを生まない集団づくりに努めます

- 教職員は生徒理解を深め、信頼関係を基盤として、いじめを生まない集団をつくるよう努めます。
- 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな互いに育つ集団づくりに努めます。また、特別活動の白銀祭等で、生徒が主体的に活動する体制づくりを支援します。
- 授業の中での規律（2分前着席・1分前黙想・あいさつ・学習ルールづくり等）を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
- 人間関係作りプログラムを用いて、アンケートや授業を通し、客観的な立場で生徒同士の人間関係を捉え、その後の関係改善や指導に活かします。

（３）生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値（命の大切さ、仲間とのかかわり等）について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
- 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- 人権週間に、人権作文の朗読（生徒会の活動）を通して、人権に対する意識を高めます。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 毎週1回、生徒指導部会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭、SC、SSW)を実施し、情報交換を行います。また、そこで協議・報告された内容を文書で回覧し、全職員で共通理解を図るよう努めます。
- 定期的なアンケート調査等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 教育相談を年3回実施し、生徒一人一人と学校生活や部活動、人間関係等について、じっくりと話をする時間を設け、いじめの早期発見、早期対応ができるよう全校体制で行います。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーの活用について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- SC、SSW の来校日は、掲示物を作成したり、アナウンスしたりし、生徒への周知をします。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。(週 1 回 いじめ対策委員会の実施)
- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- SC、SSW との面談からいじめが発見されたら、被害生徒の不利益にならないよう、速やかに情報共有し、適切な指導を組織的に行います。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会・学校評議員会・区長様と語る会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- スマホ等を使用したいじめ問題等、生徒・保護者に広く啓発し、注意を促します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- いじめにより登校が困難になっている生徒には、保護者との連絡を密に取りながら、青少年相談センターにも対応を相談します。

6 年間の取組計画について

令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士宮第三中学校

月	職員	生徒	保地	内容	場面／方法
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		全校集会で呼びかけ	朝礼
		○		人間関係作りプログラム	学級活動
	○		○	懇談会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	P T A 総会
			○	学校だよりにより学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
		○	○	いじめや人間関係をテーマに道德の授業	授業参観(懇談会)
	○	○		教育相談週間	
5	○			学校評議員への協力要請	関係会議
		○		学年行事における構え 全体指導	特別活動
			○	区長様と語る会	
		○		人間関係づくりプログラムアンケート実施	学級活動
6				教育相談週間	放課後
		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
7		○		心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック	特別活動
			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価生徒アンケート・面談	
			○	三者面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
8	○			学校評価アンケート集約・分析	
				いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	職員研修
		○		キャリア教育における人権指導	学級活動
		○		人間関係づくりプログラム授業実施	学級活動
9				教育相談週間	放課後
	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
10		○		学校行事(運動会)参加にあたり、人権尊重の話	特別活動
				人間関係作りプログラム	学級活動
11					
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校評価保護者アンケート	
		○		人間関係づくりプログラアンケート実施	学級活動
		○		教育相談週間	放課後
12		○		心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック	特別活動
				学校評価生徒アンケート	
		○		人権作文の朗読	生徒会活動(昼の放送)
			○	三者面談で情報交換	護者面談
1		○		学校評価アンケート集約・分析	
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		人間関係づくりプログラム授業実施	学級活動
2			○	学校評価結果報告	学校評価だより
	○			いじめ事例研修会(生徒指導担当)	生徒指導全体会
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・面談	
3		○		人間関係作りプログラム	学級活動
			○	学校評価保護者アンケート(見直し予定)	
		○		学校評価生徒アンケート(見直し予定)	
	○			アンケート集約(見直し予定)	